

策定スケジュール

皆様のご意見を踏まえ、2021（令和3）年4月に計画を策定します。



資料の配布場所等

各区役所広報相談係、地域ケアプラザ、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課等において、本リーフレットの配布を行っています。また、下記ホームページからもご確認いただくことができます。

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>

横浜市高齢者居住安定確保計画 意見募集 検索

第4期 横浜市高齢者居住安定確保計画(素案)について市民の皆様のご意見を募集します

募集期間

令和2年12月18日(金)から 令和3年1月18日(月)まで

計画の枠組

1 計画の目的

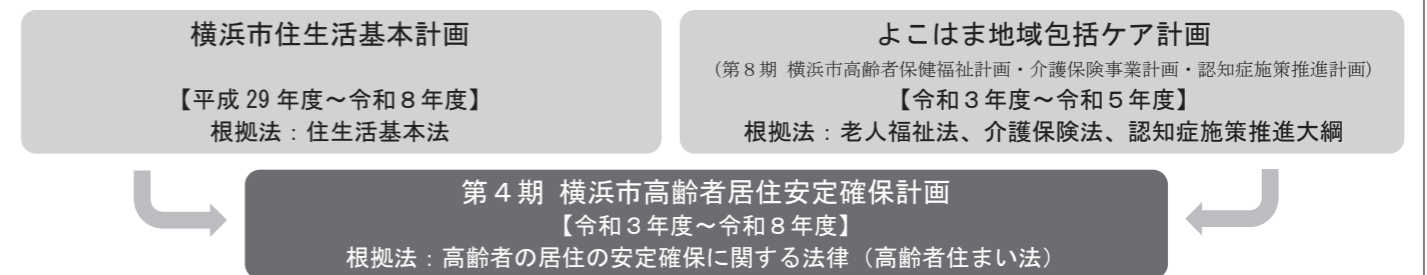
本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、介護等を必要とする高齢者の住宅セーフティネットを確立し、また、高齢者全体の住生活の安定と向上を実現することを目的としています。

本市では、これまでに、第1期計画（平成24～26年度）、第2期計画（平成27～29年度）、第3期計画（平成30～令和2年度）を策定しています。第3期計画が最終年度を迎えたため、新たに第4期計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の住まいや住環境についての基本的な方向性を示す「横浜市住生活基本計画」と、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する「よこはま地域包括ケア計画」を踏まえた計画です。

現在進められている「よこはま地域包括ケア計画」の改定（令和3年3月改定予定）に合わせて、本計画の見直しを行っています。



3 計画期間

「住生活基本計画」と計画年度を合わせるため、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、「よこはま地域包括ケア計画」の改定に合わせて、原則3年ごとに見直しを行います。

高齢者の住生活を取り巻く状況と課題

1 主な状況と課題

(1) 年齢別の人口の将来推計

生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者の人口（65歳以上）は増加し、令和27（2045）年には119万人と、ピークを迎えます。

また、人口に占める高齢者の割合は、令和22（2040）年には33%と、本市の3人に1人が65歳以上の高齢者となります。

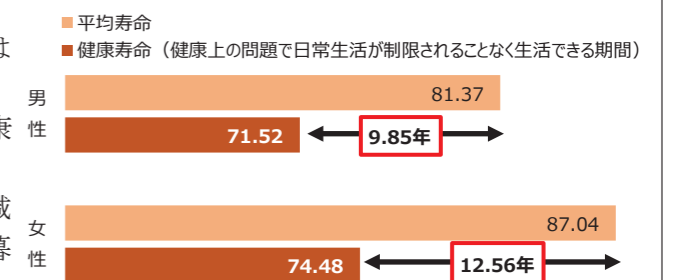
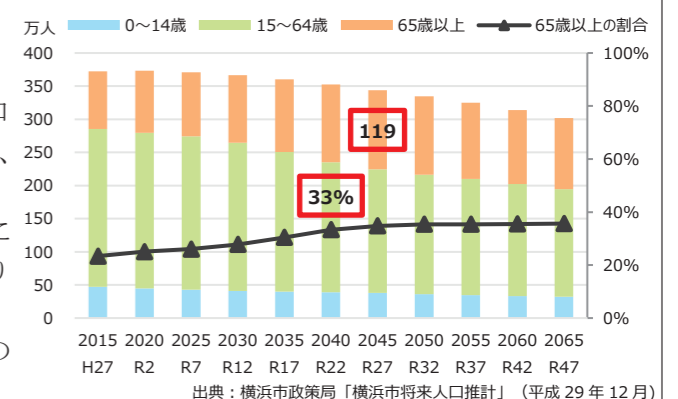
そのため、高齢者の増加に対応した住まいや居住支援の充実が必要です。

(2) 平均寿命と健康寿命の比較

男性の「平均寿命」が約81歳に対して、「健康寿命」は約72歳と、その差は約10年となっています。

また、女性の「平均寿命」が約87歳に対して、「健康寿命」は、約74歳と、その差は約13年となっています。

そのため、「健康寿命」の延長に向け、健康リスクの軽減に寄与する住まいづくりの促進や、高齢者が生き生きと暮らし続けられる「介護予防・健康づくり」「社会参加」「生活支援」の機能の導入に向けた取組が必要です。



【応募方法】

次のいずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

- ①はがき：左のはがきを切り取り、ご使用下さい。
(切手不要・当日消印有効です)
- ②FAX：045-641-2756
(「住宅政策課宛」と明記ください)
- ③電子メール：kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

【注意事項】

- FAX または電子メールでご応募いただく場合も、「氏名」「住所（区名まで）」「年齢」「素案へのご意見」を明記の上、お送りください。
- いただいたご意見は、第4期横浜市高齢者居住安定確保計画の策定の参考に利用させていただきます。また、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、横浜市のホームページ等で公表します。
- 電話でのご意見の受付や、ご意見への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】

計画の内容や、意見募集手続きに関して不明な点がありましたら、上記の応募先または TEL：045-671-2922（横浜市建築局住宅政策課）までお問合わせください。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

(切り取り線)
郵便はがき

2 3 1-8 7 9 0
0 0 5

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

6550

差出有効期間
令和3年2月
28日まで

(郵便切手不要)

<受取人>

横浜市中区本町6-50-10
市庁舎24階

横浜市建築局住宅政策課
横浜市高齢者居住安定確保計画担当 行



回答されるあなたご自身のことについて、
ご記入ください。

●氏名

●住所（区名まで） 区

●年齢 ①10歳未満 ②10歳代 ③20歳代
④30歳代 ⑤40歳代 ⑥50歳代
⑦60歳代 ⑧70歳代
⑨80歳代以上

(切り取り線)

高齢者の居住の安定の確保に向けた目標

1 施策の目標

- (1) 高齢者が安全・安心に暮らせる住まいや施設の提供
- (2) 高齢者が自分らしく暮らせる居住支援の充実
- (3) 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられる住環境の形成

2 供給の目標

高齢者人口に対する高齢者向け住宅※の割合 ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向けセーフティネット住宅等
現状値：令和元年度 3.5% ▶ 目標値：令和8年度 4.0% (本目標は、横浜市住生活基本計画にも位置付け)

高齢者の居住の安定の確保に向けた取組

1 高齢者が安全・安心に暮らせる住まいや施設の提供

(1) 高齢者向けの住まいの供給

- ア 高齢者向け公的賃貸住宅の供給促進
- イ セーフティネット住宅等の供給促進【拡充1】

(2) 高齢者向け施設等の供給

- ア 特別養護老人ホームの整備 (サテライト型含む)
- イ 介護老人保健施設の利用促進
- ウ 介護医療院への転換や新設に向けた検討
- エ 認知症高齢者グループホームの整備
- オ 特定施設・有料老人ホームの整備の誘導

(3) 健康で安全・安心な住まいづくりの促進

- ア 健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進【拡充2】
- イ 住まいのバリアフリー化の促進
- ウ 住まいの地震対策の推進
- エ 災害時の応急仮設住宅の供給準備

【拡充1】「セーフティネット住宅」※1の登録は、現在、手続き中も含め、約8,000戸ですが、高齢者に住宅を貸し出すオーナー等の不安を払拭し、「セーフティネット住宅」の供給を促進させるため、単身高齢者の「見守りサービス」に対する補助制度の検討を進めます。

【拡充2】ヒートショックや熱中症などの健康リスクの軽減に寄与する「省エネ住宅」の普及を促進させるため、持ち家に加え、「賃貸住宅の省エネルギー化」の推進に向けた検討を進めます。

『省エネルギー化の一例』



断熱性能の高いガラスに交換

内窓（茶色部分）を設置

2 高齢者が自分らしく暮らせる居住支援の充実

(1) 横浜市居住支援協議会等による住宅と福祉の垣根を越えた支援の推進

- ア 横浜市居住支援協議会による相談体制の充実
- イ 住宅確保要配慮者の居住支援を行うサポーターの認定【新規1】

【新規1】住宅確保要配慮者の居住支援を充実させるため、横浜市居住支援協議会※2が不動産事業者や福祉支援団体などを「サポーター」として認定し、団体や区局の連携を強化する制度の検討を進めます。

(2) 安心して住み続けられる環境の整備

- ア 生活援助員派遣事業

(3) 身近な場所でのきめ細かな相談対応と情報提供の充実

- ア 相談窓口の充実・連携強化【拡充3】
- イ 高齢者の住まいや金融支援等の情報提供の充実

【拡充3】高齢者がより身近な場所できめ細かな相談が受けられるよう、区役所や地域ケアプラザなどへの「出張相談」の充実に向けた検討を進めます。



区役所での出張セミナー

区役所での出張相談

(4) 新たな介護人材の住居確保の支援

(5) 横浜型地域包括ケアシステムの推進

3 高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられる住環境の形成

(1) 「介護予防・健康づくり」「社会参加」「生活支援」の機能の導入に向けた取組の充実

- ア 市営住宅・戸建て住宅地・大規模団地等の再生に伴う機能の導入【拡充4】
 - イ 様々なまちづくり制度を活用した機能の導入
- (2) よこはま多世代・地域交流型住宅の供給促進
- (3) 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進
- ア 福祉のまちづくりの普及・推進
 - イ 施設などのバリアフリー化

【拡充4】生活に必要な様々な機能を配置し、住宅地としての魅力を向上させるため、高齢者の買物を支援する仕組みや空き家・空き室等を活用した地域交流施設の設置などについての検討を進めます。



移動販売の様子(保土ヶ谷区コンフォール明神台)



市営住宅での移動販売(港南区野庭住宅)



移動販売の専用車両(磯子区杉田住宅)



空き家を活用した地域の居場所(港南区日限山)



戸建て住宅地におけるコンビニエンスストアを併設したコミュニティ施設「野七里テラス」(栄区野七里)



大規模団地の空き店舗を活用したサロン「ほっとサライ」(南区UR南永田団地)

<コラム>

※1 「セーフティネット住宅」とは

高齢者や子育て世帯、障害のある方、所得の低い方など、住まいにお困りの方と、空き家の活用を考えている大家さんとをマッチングさせることで、住まいにお困りの方が入居できる住宅です。一部のセーフティネット住宅では、要件を満たしている方に対して、家賃や家賃債務保証料の補助を行っています。

- ・月額家賃を最大4万円補助します。(原則10年間)
- ・家賃債務保証を利用する場合、家賃債務保証料を最大6万円補助します。(初回保証料のみ)

※2 「横浜市居住支援協議会」とは

住まいにお困りの方の入居支援と生活支援に関して、協議を行う団体です。協議会では、令和元年8月に、住まいにお困りの方、賃貸住宅のオーナー、不動産事業者、福祉支援団体向けの相談窓口を開設しました。

<横浜市居住支援協議会 相談窓口>

相談無料、電話、FAX、窓口にて受け付けています。

TEL:045-451-7812 FAX:045-451-7813

横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル

横浜市住宅供給公社 本社4階

10時～17時(土日・祝日・年末年始を除く)

<<会員>>

(公社)神奈川県宅地建物取引業協会(6支部)

(公社)全日本不動産協会横浜支部

NPO法人かながわ外国人すまいサポートセンター

横浜市関係局 等

素案について、ご意見をお書きください。

(切り取り線)

ありがとうございました。